

メッセージ

共生社会の実現に向けた自立支援協議会の役割：津久井やまゆり園の事件を受けて

2016年9月1日

神奈川県障害者自立支援協議会

会長 鈴木 敏彦 (和泉短期大学)

津久井やまゆり園の事件（以下、事件と記します。）においてお亡くなりなされた方々、ご遺族の皆さまに衷心より哀悼の意を表します。また、事件により傷を負われた利用者の方々、ご家族の皆さまには心よりお見舞い申し上げます。さらに、困難な状況のなかで懸命に利用者支援に当たっておられる社会福祉法人かながわ共同会の職員の皆さまに深く敬意を表します。

＊

わが国では、国連障害者権利条約の理念を実現すべく、「全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現する」（障害者基本法第1条）ことを目指しています。また、本年4月には「障害を理由とする差別の解消を推進し、もって全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資すること」を目的とする障害者差別解消法が施行されました。

＊

神奈川県においても、「かながわ障害者計画」（平成26～30年度）では、「障害の有無に関わらず、住み慣れた地域で安心して暮らすことができる『ともに生きる社会かながわ』の実現」を基本方針に掲げています。また県内では、障害当事者による「あおぞら宣言（知的障害者施設利用者宣言）」が公にされるなど、さまざまな場において障害者の人権擁護に真摯に向き合ってきました。このような取組みの一端を担うべく、神奈川県障害者自立支援協議会は、障害者総合支援法及び神奈川県障害者自立支援協議会設置要綱に基づき設置され、「かながわの障害者が、地域において自立した日常生活や社会生活を営み、安心して豊かに暮らすことができるよう、質の高い相談支援体制の整備等を促進する」ことを目的として活動してまいりました。

＊

報道によると、事件の容疑者は障害者の存在を否定する許しがたい発言を行っていることが明らかにされています。かつて国連は、「ある社会が、その構成員のいくらかの人々を閉め出すような場合、それは弱くもろい社会である」（1979年、国連「国際障害者年行動計画」より）とのメッセージを發しましたが、いま、まさにこの言葉の意味が問われています。事件は、共生社会を目指し歩んできた世界の、またわが国の多くの人々に、大きな衝撃を与えるものです。同時に、大変残念ながら、これまでの共生社会への取組みが、いまだ道半ばにあることを、私たちの社会に突きつけることとなりました。

＊

神奈川県障害者自立支援協議会は、障害者を排除する考え方を強く否定し、障害者一人ひとりが地域においてその人らしい自立した生活を送ることができるよう、今後も多様な支援の実現に向けて取り組む必要があります。また、県内の障害保健福祉圏域自立支援協議会及び市町村協議会、さらには全国の都道府県及び市町村の協議会に、共生社会の実現に向けた歩みを一歩たりとも緩めることなく、さらなる進展を目指すための連携と協働を呼びかけます。